

第53号議案

春日市景観条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

景観法(平成16年法律第110号)の趣旨に基づき、本市の良好な景観の形成を図るため、景観計画の策定、建築物の建築等に係る届出等に関し、必要な事項を定めるものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市景観条例

目次

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 景観計画

第1節 景観計画の策定等(第7条―第10条)

第2節 行為の規制等(第11条―第20条)

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木(第21条―第24条)

第4節 景観審議会(第25条・第26条)

第3章 雑則(第27条・第28条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)の推進及び法の施行に関し必要な事項を定めることにより、市の良好な景観の形成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、法及び景観法施行令(平成16年政令第398号)において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 本市の景観は、ため池や樹林をはじめとした自然景観、古代の遺跡や社寺等に由来した歴史文化景観等が継承され、地域のシンボル又はふるさとを象徴する心のよりどころとして、重要な役割を果たしていることに鑑み、本市の貴重な景観資源を大切にし、まちづくり等良好な景観を形成するための取組を、行政や市民、事業者等の多様な主体の連携により進めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見、要望等を反映させるよう努めなければならない。

- 3 市は、法その他良好な景観の形成に関する法令による制度を積極的に活用し、施策の実効性を高めるよう努めなければならない。
- 4 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じなければならない。
- 5 市は、公共施設の整備に当たっては、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 6 市は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、都市景観の形成について協力を要請するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの事業活動が良好な景観の形成に重要な役割を果たすことを認識し、その事業活動の実施に当たっては、積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

第1節 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第7条 市長は、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、景観計画を定めるものとする。

- 2 景観計画には、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか、景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 市長は、第9条に規定する景観重点区域の拡充等、景観計画の充実に努めなければならない。
- 4 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、法第9条の規定によるもののほか、第25条第1項に規定する春日市景観審議会(以下「審議会」という。)の

意見を聴かなければならない。

(景観計画区域)

第8条 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域は、市全域とする。

(景観重点区域)

第9条 市長は、良好な景観の形成に関する施策が特に必要と認められる地域を景観重点区域(以下「重点区域」という。)として指定し、重点区域の区域内における景観形成の方針及び目標その他必要な事項を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(景観計画への適合)

第10条 景観計画区域内において建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者は、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させるように努めなければならない。

第2節 行為の規制等

(事前協議)

第11条 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、当該届出の前に、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

(届出)

第12条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、規則で定める届出書に必要な書類を添付し、市長に提出することにより行うものとする。

(届出の適用除外)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 法第16条第1項第1号に規定する行為で、高さ(増築にあつては、当該増築後の高さ。次号において同じ。)10メートル(景観計画に定める都市型居住ゾーンにあつては、12メートル)以下かつ延べ面積1,000平方メートル(主要幹線道路(春日地域の県道(主要地方道及び一般県道をいう。))及び市道1級第1号路線をいう。)沿線に面している場合にあつては、500平方メートル)以下の建築物に係るもの

(2) 法第16条第1項第2号に規定する行為で、高さ10メートル以下の工作物に係るもの

(3) 法第16条第1項第3号に規定する行為で、開発区域の面積が1,000平方メートル

以下のもの

- (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない行為として規則で定めるもの

(助言又は指導)

第14条 市長は、第11条に定める事前協議又は第12条に定める届出があった場合において、当該協議又は当該届出に係る建築物の建築等又は工作物の建設等が景観計画に定められた制限に適合しないと認めるときは、当該協議又は当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(特定届出対象行為)

第15条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、第13条に定める行為を除く全ての行為とする。

(勧告等に係る手続)

第16条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(無届行為者に係る措置)

第17条 市長は、法第16条第1項各号に規定する行為の届出をすべき者が届出をしないで行為に着手し、又は虚偽の届出をしたときは、届け出るべき事項について報告を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する報告について、景観計画に定められた制限に適合しない場合において、良好な景観の形成を図る上で著しい支障があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう勧告し、又は命令することができる。

3 前条の規定は、前項の規定による勧告又は命令をしようとする場合について準用する。

(公表)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、その者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）、当該対象となる行為その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

- (1) 第12条に定める届出をするに当たり虚偽の届出をした者

- (2) 第16条に定める勧告又は命令に従わない者
 - (3) 第17条第1項に定める報告の求めに応じない者
 - (4) 第17条第2項に定める勧告又は命令に従わない者
- 2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者に対しその理由を通知し、春日市行政手続条例(平成8年条例第19号)に基づく弁明の機会の付与の例により、弁明の機会を与えるとともに、審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定に関わらず、個人の生命、身体、財産その他の利益の保護の観点からやむを得ない事情があると認めた場合は、当該事項の全部又は一部を公表しないことができる。

(完了等の届出)

第19条 第12条に定める届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を市長に届け出なければならない。

(建築物等に対する要請)

第20条 市長は、景観計画区域内において、建築物又は工作物が景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るよう要請することができる。

- 2 市長は、前項に定める要請を行う場合において、必要があると認めるときは審議会の意見を聴くことができる。

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定)

第21条 市長は、法第19条第1項の規定により、景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、所有者の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、所有者に通知し、その旨を告示しなければならない。

- 3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

- 4 市長は、景観重要建造物を指定したときは、当該景観重要建造物に対して、規則で定めるところにより、景観重要建造物である旨を表示した標識を設置するものとする。

(景観重要建造物の管理方法)

第22条 法第25条第2項の規定による管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の保全のため市長が必要と認める措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定)

第23条 市長は、法第28条第1項の規定により、景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、所有者の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、所有者に通知し、その旨を告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。
- 4 市長は、景観重要樹木を指定したときは、当該景観重要樹木に対して、規則で定めるところにより、景観重要樹木である旨を表示した標識を設置するものとする。

(景観重要樹木の管理方法)

第24条 法第33条第2項の規定による管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) せん定、病虫害の防除その他の景観重要樹木の保全に必要な措置を講ずること。
- (2) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、景観重要樹木を定期的に点検すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な景観の保全のため市長が必要と認める措置を講ずること。

第4節 景観審議会

(審議会)

第25条 本市における良好な景観の形成を図るため、春日市景観審議会を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属すると定められた事項のほか、良好な景観の形成に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議する。

(審議会の組織等)

第26条 審議会は、10人以内の委員をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 福岡県の職員
 - (3) 関係団体の代表
 - (4) 市民(前3号に掲げる者を除く。)
- 2 前項第2号及び第3号に掲げる者につき任命された委員は、やむを得ない事由があるときは、同号に定める者のうちから代理の者を指名し、その職務を委任することができる。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
 - 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 雑則

(技術的援助)

第27条 市長は、第12条に定める届出をした者のうち、良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる行為をする者に対し、技術的援助をすることができる。

- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、技術的援助をすることができる。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次

項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第11条の規定による事前協議その他この条例の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に着手している行為について、第11条及び第12条の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に定められている春日市景観計画は、第7条の規定によって定められたものとみなす。